

女性の更なる社会進出を推進し、 女性が多様な分野で能力を発揮する、 活力ある社会をつくる

～第3次福岡県男女共同参画計画と福岡県男女共同参画推進条例のあらまし～

福岡県

第3次福岡県男女共同参画計画の概要

福岡県では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成13年に福岡県男女共同参画推進条例を制定し、第1次男女共同参画計画（平成13～17年度）第2次男女共同参画計画（平成18～22年度）を策定して、積極的な施策を展開してきました。

第3次男女共同参画計画は、男女共同参画を取り巻く現状を踏まえ、今後取り組むべき重点的な施策を明らかにするとともに、総合的、計画的に男女共同参画を進めるために策定しました。

県では、この計画に基づき、幅広い県民の皆さんの理解のもとに、多様な主体の協働による新しい共助社会を築きながら、男女共同参画社会の実現を目指します。

福岡県男女共同参画推進条例第21条第1項、男女共同参画社会基本法第14条第1項に、県の計画を策定すべきことが規定されています。

第3次計画の特徴

「女性の更なる社会進出を推進し、女性が多様な分野で能力を発揮する、活力ある社会をつくる」を大目標としています。

政治・経済分野など様々な分野への女性の参画は先進国の中でも著しく低く、女性の多くが不安定な雇用状態にあるなど、女性の自立と社会参画は十分に進んでいません。これからの活力ある社会づくりを進めるためには、女性の社会進出と能力の発揮を重点的に進める必要があります。

男女共同参画を進める上で、2つの「主要な観点」を掲げています。

■ **「困難な立場にある女性への支援」**を重視すべき課題としました。

様々な場面で男女間の不平等な慣行や、固定的な役割分担意識が残る中、社会経済情勢の急速で大きく変化は、特に、母子家庭の母親、配偶者からの暴力被害を受けた女性の皆さんの多くに生活・経済上の自立に厳しい影響を及ぼしており、男女共同参画社会の実現を大きく損なう問題です。

■ **「課題解決型の実践的活動の推進」**を推進の基本的方向性としました。

男女共同参画社会を実現するためには、これまでに学習や啓発活動などを通して、深められた知識や、醸成された意識を、課題解決に向けた実践的活動につなげることが必要です。

計画の期間

平成23年度から27年度までの5年間を計画の期間としています。

◆ 男女共同参画とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」です。

(福岡県男女共同参画推進条例 第2条第1項)

◆ なぜ男女共同参画を進めることが必要なのですか？

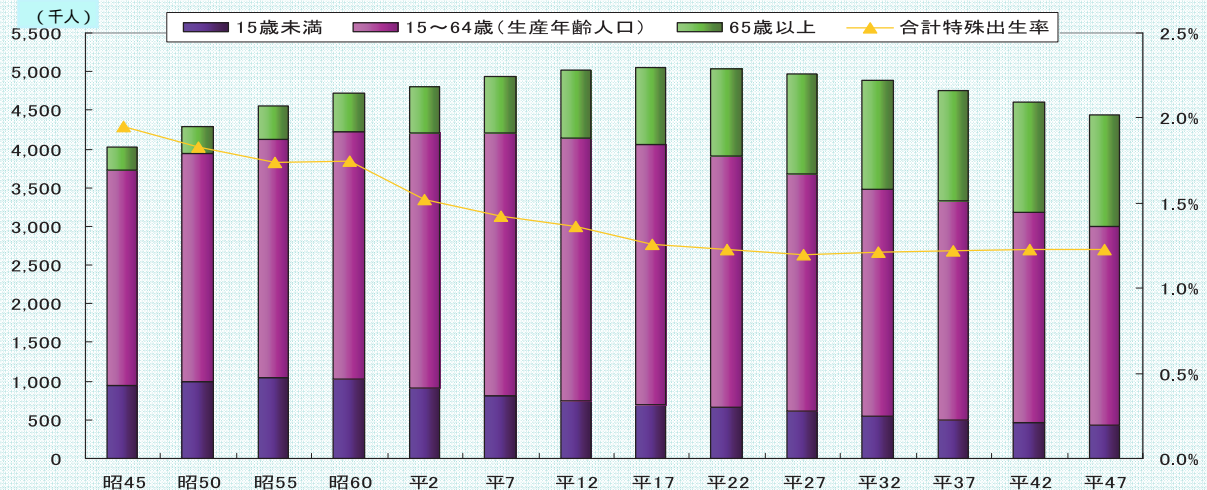
男女の人権が平等に尊重される社会を築くため

男女平等については、日本国憲法をはじめ、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法などの法的な整備が行われてきましたが、現実には、性別によって異なった役割が与えられたり、その役割に基づく社会制度や慣行が根強く残っています。一人ひとりが個人として尊重される社会を実現する必要があります。

社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある社会を築くため

少子高齢化の進展、人口と生産年齢人口（15～64歳）の減少、家族形態や地域社会の変化など、社会経済は急速で大きな転換期を迎えています。そのような中で、これからの活力ある社会づくりを進めていくためには、更に女性の社会進出と能力の発揮を進めていくことが必要です。

● 少子高齢化の進展



平成17年までは総務省「国勢調査」、平成22年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」

施策体系

大目標

女性の更なる社会進出を推進し、女性が多様な分野で能力を発揮する、活力ある社会をつくる

主要な観点

[重視すべき課題] 困難な立場にある女性への支援
[推進の基本的方向性] 課題解決型の実践的活動の推進

目標

施策の方向

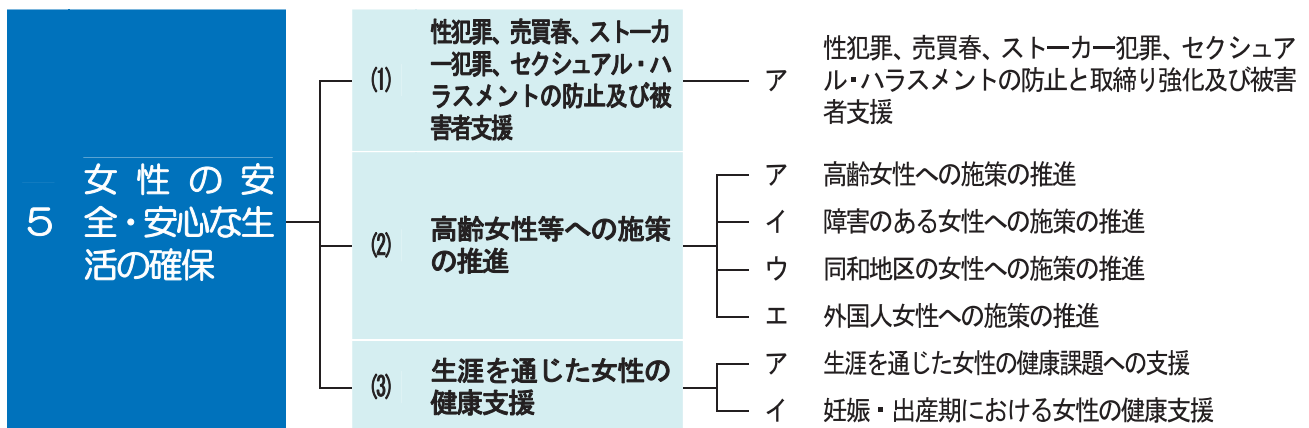
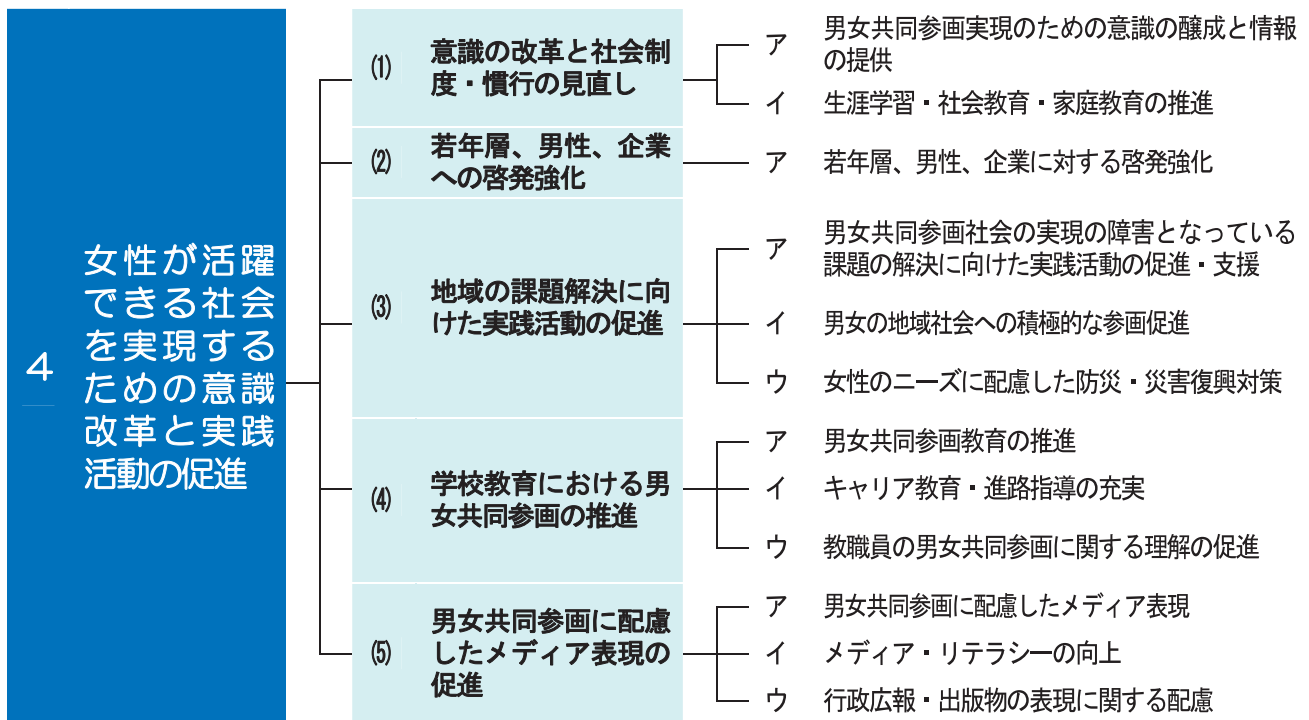
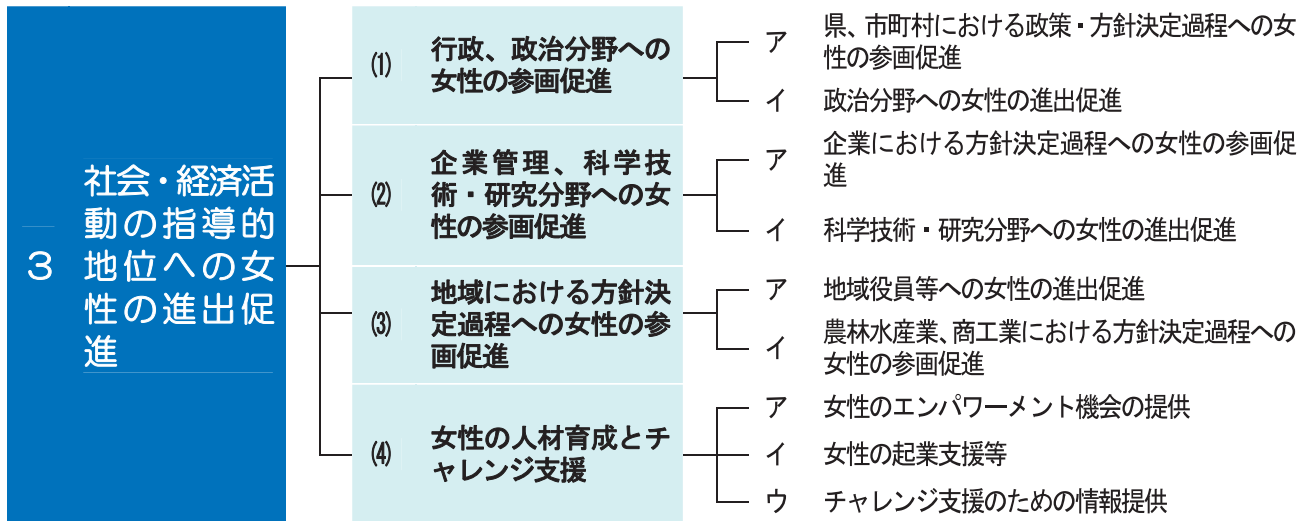
具体的施策

1 母子家庭の母親、配偶者からの暴力被害女性への支援

(1) 母子家庭の母親の生活支援	ア	母子家庭の母親のための生活支援
(2) 母子家庭の母親の就労支援	ア	母子家庭の母親のための就労支援
(3) 配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止	ア	配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止
	イ	関係機関・団体等との連携強化
(4) 配偶者からの暴力被害者の相談、保護、自立支援	ア	相談体制の充実
	イ	保護体制の充実
	ウ	被害者の自立のための支援
(5) 困難な立場にある女性を支援する団体の育成	ア	困難な立場にある女性を支援する団体の育成

2 職場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の安定就労

(1) 職場における男女間の不均等の解消	ア	職場における男女の均等な機会と待遇確保に向けた取組
	イ	女性の能力の発揮促進の支援
	ウ	セクシュアル・ハラスメント防止対策の充実
(2) 女性非正規労働者の待遇改善	ア	女性非正規労働者の労働環境整備
	イ	支援団体の育成やネットワークの構築促進
(3) 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備	ア	両立のための環境整備
(4) 女性の再就職の支援	ア	再就職のための支援
(5) 多様な働き方の普及促進	ア	多様な雇用形態の普及促進



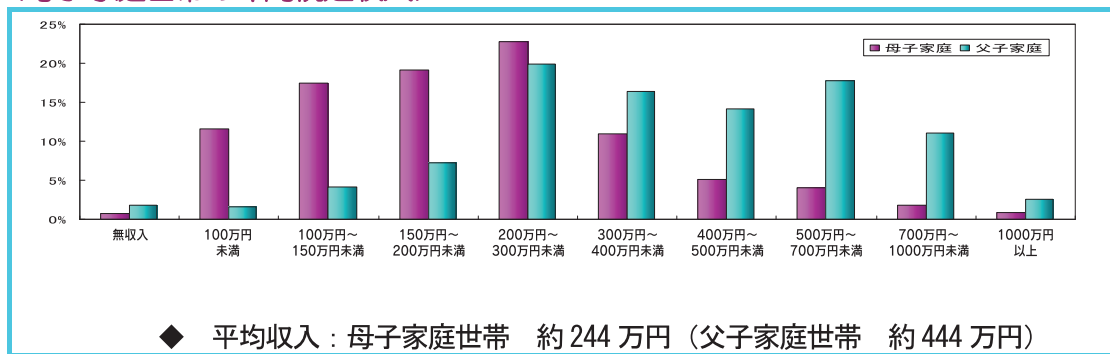
目標1 母子家庭の母親、配偶者からの暴力被害女性への支援

母子家庭の母親の多くは、家事、育児、仕事、親子の健康などへの不安と疲労を抱え、厳しい経済状況にある生活を強いられています。また配偶者からの暴力被害女性の多くは、大きな心身のダメージを負い、将来などへの強い不安を抱かざるを得ません。

いずれも、その背景には、女性の経済的な自立度が低くならざるを得ない男女間の不平等な慣行や固定的な性別役割分担意識があり、困難な状況を強いられる女性にも社会参画の機会が均等に確保されることが、男女共同参画社会の実現には不可欠です。

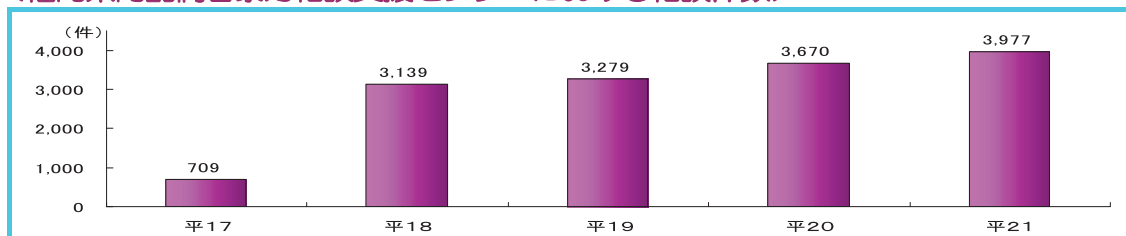
施策の方向	具体的施策	主な施策・事業
(1) 母子家庭の母親の生活支援	ア 母子家庭の母親のための生活支援	・母子家庭への生活支援
(2) 母子家庭の母親の就労支援	ア 母子家庭の母親のための就労支援	・母子家庭への就労支援
(3) 配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止	ア 配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止	・人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成 ・被害の早期発見と重大な事件を防止する実効ある対応・体制の構築
	イ 関係機関・団体等との連携強化	・関係機関・団体等との連携強化
(4) 配偶者からの暴力被害者の相談、保護、自立支援	ア 相談体制の充実	・相談体制の充実強化
	イ 保護体制の充実	・一時保護体制等の充実
	ウ 被害者の自立のための支援	・被害者の自立のための支援及び被害者の情報保護
(5) 困難な立場にある女性を支援する団体の育成	ア 困難な立場にある女性を支援する団体の育成	・困難な立場にある女性を支援する団体の育成等

<母子家庭世帯の年間税込収入>



福岡県「母子家庭世帯等実態調査」（平成19年）

<福岡県内配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数>



福岡県男女共同参画推進課調べ

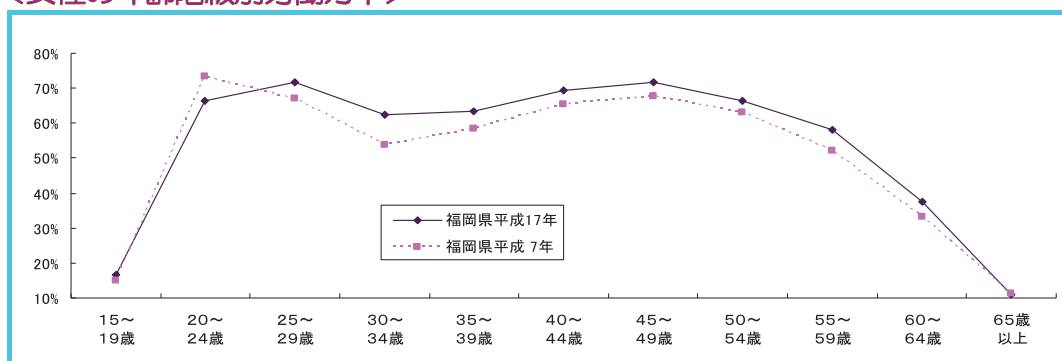
目標2

職場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の安定就労

職場における男女の均等な機会と待遇を確保し、女性の安定した就労を図ることは、女性の能力発揮、経済的な自立の基盤となるものです。女性の意欲と能力が雇用の場で活かされることは、持続可能な活力ある社会の実現に大きく貢献するものでもあります。固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会的慣行を改め、女性が働きやすい職場環境の整備を進め、男女が共に希望する多様な働き方を選択でき、仕事と家庭生活が両立できるような取組が必要です。

施策の方向	具体的施策	施策・事業の内容
(1) 職場における男女間の不均等の解消	ア 職場における男女の均等な機会と待遇確保に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における男女機会均等実現のための気運の醸成 ・男女共同参画の観点からの労働実態についての調査研究の実施 ・在職者に対する情報提供、相談、研修等の充実
	イ 女性の能力の発揮促進の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・能力開発の促進
	ウ セクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・職場のセクシュアル・ハラスメントに関する事業者及び労働者への啓発 ・相談窓口の周知
(2) 女性非正規労働者の待遇改善	ア 女性非正規労働者の労働環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・女性非正規労働者の労働環境整備及び啓発等
	イ 支援団体の育成やネットワークの構築促進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性非正規労働者への支援団体の育成やネットワーク構築の促進
(3) 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備	ア 両立のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発と職場環境づくり ・子育てサービスの整備・充実 ・地域における子どもを育てやすい生活環境の整備 ・子育てに関する情報提供、相談体制の充実 ・介護サービスの整備・充実 ・育児・介護休業制度の定着促進 ・職場における母性健康管理・母性保護に関する取組の推進
(4) 女性の再就職の支援	ア 再就職のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・再就職希望者への相談、情報提供、職業訓練や就職斡旋等の支援
(5) 多様な働き方の普及促進	ア 多様な雇用形態の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに対応した雇用形態の普及促進

＜女性の年齢階級別労働力率＞



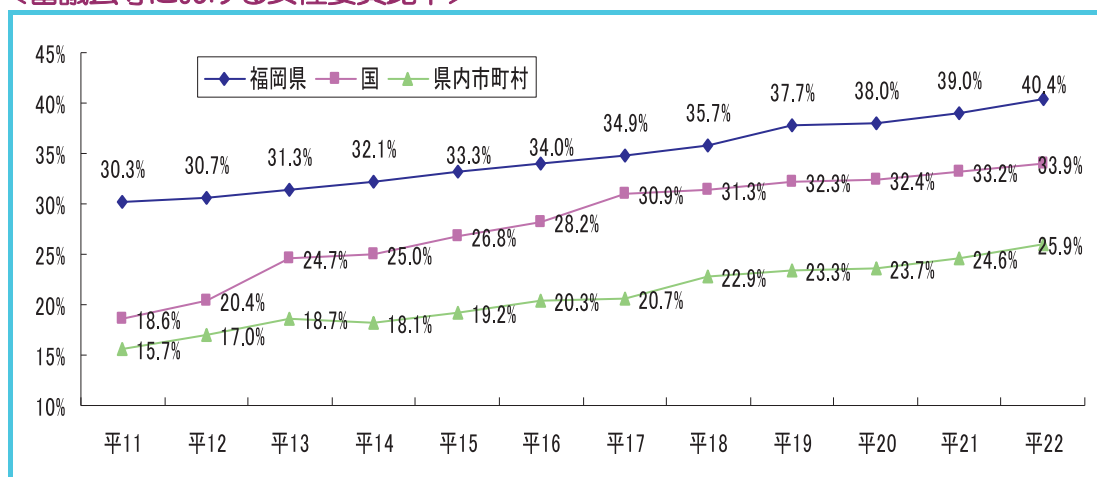
総務省「国勢調査」

目標3 社会・経済活動の指導的地位への女性の進出促進

活力ある社会を築いていくためには、女性が社会・経済活動において能力を発揮できる機会の確保が不可欠です。しかしながら、現在女性が政治及び経済活動に参画し、能力を発揮する機会が十分に確保されている状況にはありません。行政・政治分野や企業管理、科学技術・研究分野、地域における指導的地位への女性の進出を進める必要があります。

施策の方向	具体的施策	施策・事業の内容
(1) 行政、政治分野への女性の参画促進	ア 県、市町村における政策・方針決定過程への女性の参画促進	・ 県の審議会等における女性委員の登用推進 ・ 県の女性公務員の登用等の推進 ・ 市町村における女性の登用促進
	イ 政治分野への女性の進出促進	・ 政治分野への女性の進出促進に向けた研究、検討
(2) 企業管理、科学技術・研究分野への女性の参画促進	ア 企業における方針決定過程への女性の参画促進	・ 企業における方針決定過程への女性の参画促進
	イ 科学技術・研究分野への女性の進出促進	・ 科学技術分野などへの女性の進出
(3) 地域における方針決定過程への女性の参画促進	ア 地域役員等への女性の進出促進	・ 地域における方針決定過程への女性の参画促進
	イ 農林水産業、商工業における方針決定過程への女性の参画促進	・ 農山漁村における男女共同参画の推進 ・ 農林水産業従事女性の能力・経済的地位の向上 ・ 商工業における男女共同参画の推進
(4) 女性の人材育成とチャレンジ支援	ア 女性のエンパワーメント（力をつけること）機会の提供	・ 女性のエンパワーメントのための各種研修会等の実施 ・ 女性リーダー育成・交流の促進
	イ 女性の起業支援等	・ 女性の起業支援
	ウ チャレンジ支援のための情報提供	・ 関係機関でのチャレンジに関する情報等の提供

＜審議会等における女性委員比率＞



内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

<各分野への女性の参画・進出状況>

	平成17年	平成21年
福岡県議会	4.7% (全国: 7.2%)	3.5% (全国: 8.1%)
県内市町村議会	9.9% (全国: 8.9%)	12.1% (全国: 11.1%)
自治会長	—	6.2% (全国: 3.8%)
農業委員	3.9%	4.2%
農協役員	7.5%	8.8%
漁協役員	0.6%	0.0%

総務省 地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査、福岡県男女共同参画推進課・水田農業振興課・団体指導課・漁業管理課調べ

<GEM、GGIの日本の順位>

GEM (ジェンダー・エンパワーメント指数)		
順位	国名	GEM 値
1	スウェーデン	0.909
2	ノルウェー	0.906
3	フィンランド	0.902
4	デンマーク	0.896
5	オランダ	0.882
6	ベルギー	0.874
7	オーストラリア	0.870
8	アイスランド	0.859
9	ドイツ	0.852
10	ニュージーランド	0.841
11	スペイン	0.835
12	カナダ	0.830
13	スイス	0.822
14	トリニダード・トバゴ	0.801
15	英国	0.790
16	シンガポール	0.786
17	フランス	0.779
18	米国	0.767
19	ポルトガル	0.753
20	オーストリア	0.744
21	イタリア	0.741
22	アイルランド	0.722
23	イスラエル	0.705
57	日本	0.567

GGI (ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.828
2	フィンランド	0.825
3	ノルウェー	0.823
4	スウェーデン	0.814
5	ニュージーランド	0.788
6	南アフリカ	0.771
7	デンマーク	0.763
8	アイルランド	0.760
9	フィリピン	0.758
10	レソト	0.750
11	オランダ	0.749
12	ドイツ	0.745
13	スイス	0.743
14	ラトビア	0.742
15	英国	0.740
16	スリランカ	0.740
17	スペイン	0.734
18	フランス	0.733
19	トリニダード・トバゴ	0.730
20	オーストラリア	0.728
21	バルバドス	0.724
22	モンゴル	0.722
23	エクアドル	0.722
75	日本	0.677

用語解説

GEM ジェンダー・エンパワーメント指数 (Gender Empowerment Measure)

国連開発計画 (UNDP) による指標で、女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDI が人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEM は、能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している。

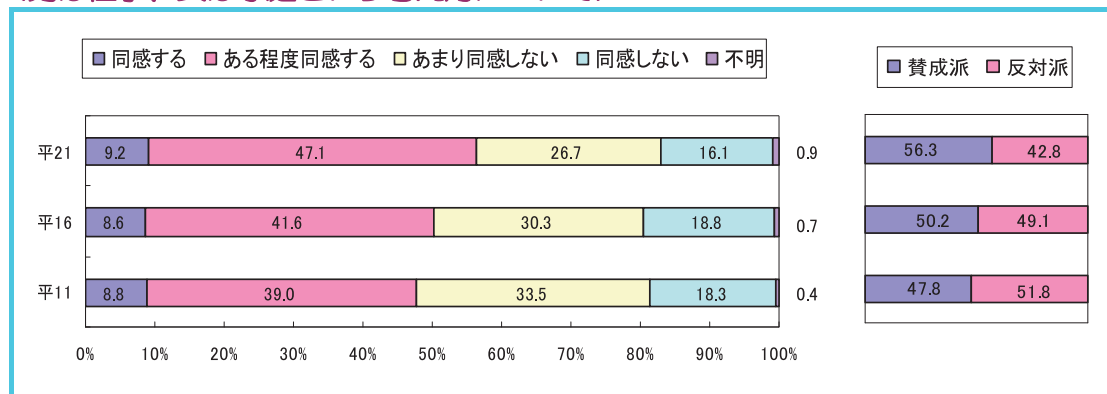
GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。GEM が、国の開発レベルの影響を受け、必ずしも男女間格差を示せないことに比べ、性別による格差を明らかにできる。

内閣府「平成22年版男女共同参画白書」

国連開発計画 (UNDP) 及び世界経済フォーラム発表資料 (平成21年)

<男は仕事、女は家庭という考え方について>



福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

目標4

女性が活躍できる社会を実現するための意識改革と実践活動の促進

職場、学校、家庭、地域などにおいて、あらゆる機会を通して男女共同参画を学び、理解を進めるための啓発、教育を更に充実する必要があります。特に、若年層や男性、企業への理解や男女共同参画社会づくりへの貢献を促進します。

また、地域における県民の皆さんの活動が実践的な取組へと展開されるよう促進、支援します。

施策の方向	具体的施策	施策・事業の内容
(1) 意識の改革と社会制度・慣行の見直し	ア 男女共同参画実現のための意識の醸成と情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる機会をとらえた啓発・学習活動の推進 ・男女共同参画に係る優れた取組の表彰、紹介 ・社会制度・慣行について男女共同参画の視点からの検討 ・男女共同参画に関する資料の収集・整備・紹介
	イ 生涯学習・社会教育・家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたる学習機会の充実 ・家庭教育・社会教育に関する学習機会の充実
(2) 若年層、男性、企業への啓発強化	ア 若年層、男性、企業に対する啓発強化	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層への啓発強化 ・男性への啓発強化 ・企業における意識の醸成と取組の促進
(3) 地域の課題解決に向けた実践活動の促進	ア 男女共同参画社会の実現の障害となっている課題の解決に向けた実践活動の促進・支援	・課題の解決に向けた実践活動の促進・支援
	イ 男女の地域社会への積極的な参画促進	・地域活動の促進
	ウ 女性のニーズに配慮した防災・災害復興対策	・女性のニーズに配慮した体制の確立
(4) 学校教育における男女共同参画の推進	ア 男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の発達段階に応じた、学校教育全体を通じた指導の充実 ・学校における適切な性に関する教育の推進
	イ キャリア教育・進路指導の充実	・女子生徒、女子学生に対するキャリア教育・進路指導の充実、職業意識の醸成
	ウ 教職員の男女共同参画に関する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「教師用指導の手引」の活用 ・教育関係者に対する研修の充実 ・男女平等の視点に立った学校内の慣行の見直し ・男女共同参画教育に関する情報の提供
(5) 男女共同参画に配慮したメディア表現の促進	ア 男女共同参画に配慮したメディア表現	・メディアにおける男女共同参画のための情報交換の実施
	イ メディア・リテラシー(メディアを選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力)の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア・リテラシー向上のため広報・啓発 ・メディア・リテラシー向上のための教育・学習の推進
	ウ 行政広報・出版物の表現に関する配慮	・男女共同参画の視点からの行政広報物等の検討

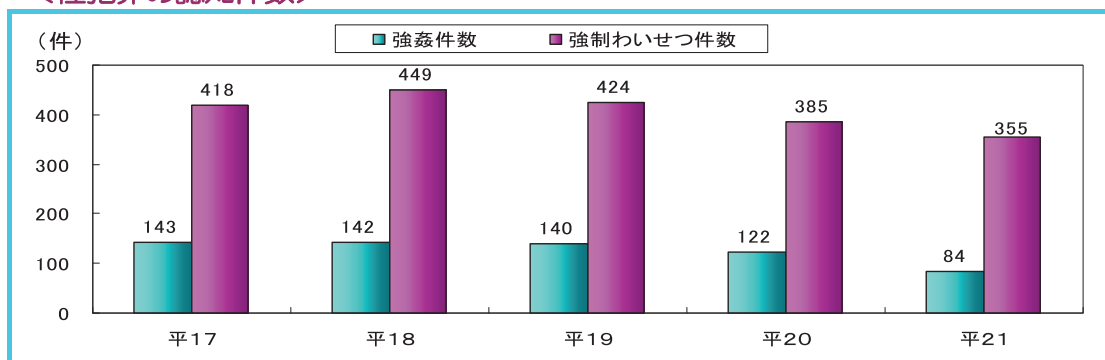
目標5 女性の安全・安心な生活の確保

性犯罪など、女性の人権、尊厳、男女共同参画社会の実現を著しく損なう暴力を容認しない意識の醸成を進めるとともに、被害の防止、安全・安心な生活の確保が必要です。

高齢者、同和地区、障害者、外国人の女性がそれぞれに抱える問題は、男女共同参画を阻害する人権問題です。また、女性のライフサイクルや健康上の問題に配慮しながら、女性の生涯を通じた総合的な健康支援を行っていく必要があります。

施策の方向	具体的施策	施策・事業の内容
(1) 性犯罪、売買春、ストーカー犯罪、セクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者支援	ア 性犯罪、売買春、ストーカー犯罪、セクシュアル・ハラスメントの防止と取締り強化及び被害者支援	・性犯罪等の防止と取締り強化 ・性犯罪等の被害者への支援 ・相談窓口の周知
(2) 高齢女性等への施策の推進	ア 高齢女性への施策の推進	・高齢女性への施策の推進
	イ 障害のある女性への施策の推進	・障害のある女性への施策の推進
	ウ 同和地区の女性への施策の推進	・同和地区の女性への施策の推進
	エ 外国人女性への施策の推進	・外国人女性への施策の推進
(3) 生涯を通じた女性の健康支援	ア 生涯を通じた女性の健康課題への支援	・女性の健康保持増進対策の推進
	イ 妊娠・出産期における女性の健康支援	・母子保健対策の充実 ・周産期医療対策の充実 ・不妊で悩む男女への支援

<性犯罪の認知件数>



警察庁「犯罪統計書」

推進体制

- ◆ 県庁内体制については、知事を会長とする福岡県男女共同参画行政推進会議を設置しており、今後も庁内体制の機能強化を図ります。
- ◆ 男女共同参画社会づくりを進める県民の活動拠点として設置する県男女共同参画センター「あすばる」の機能を充実します。
- ◆ 国、市町村、男女共同参画センター、NPO等関係団体との連携強化を図ります。
- ◆ 福岡県男女共同参画審議会や広く県民の皆さんからの意見を聴取し、施策の推進に努めます。

福岡県男女共同参画推進条例を見てみましょう

福岡県では、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成13年10月に「福岡県男女共同参画推進条例」（以下、「条例」といいます。）を制定しました。

基本理念（第3条） ～私たちが進める男女共同参画の基本となる考え方です～

男女の 人権の尊重

男女共同参画の推進に当たっては、男女が性別によって差別されることなく人権が尊重されることが、基本となります。性別に基づく差別や配偶者からの暴力などは、男女平等を大きく損なう問題です。

能力発揮の 機会の確保

一人ひとりが性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、主体的に責任を持って生き方を選択し、能力を十分に発揮する機会が平等に確保されることは、一人ひとりの幸福や生きがいにつながるものです。

あらゆる分野に おける対等な参画

様々な場面で、男女が対等な構成員として参画することは、男女のいずれかが主要な構成員である場合に比べて、新たなアイデアを生み出す力となり、活力ある社会づくりにつながります。

責務（第4～6条） ～わたしたちは、どのように取り組まなければならないか～

男女共同参画社会を実現するためには、県、市町村、県民や団体、事業者の皆さんなどがそれぞれの領域で取り組むとともに、連携・協働していく必要があります。

条例では、県、県民、事業者の責務（しなければならないこと）を定めています。

県（第4条）

- 基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施すること
- 男女共同参画の推進に当たっては、国、市町村、事業者、県民と連携しつつ、自ら率先して取り組むこと

県民（第5条）

- 職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画に積極的に取り組むこと
- 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること

事業者（第6条）

- 事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むこと
- 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること
- 雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保すること、育児・介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう職場環境等の整備に努めること
- 育児や介護を行うこと等を理由として退職した者が再び雇用の場において、その能力を発揮できるように配慮すること

暴力的行為等の禁止（第7条） ～わたしたちがしてはならないこと～

何人も、配偶者等への暴力、性的言動による生活等侵害行為その他男女間の人権の軽視に起因する行為であって相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

配偶者等への暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為などは、多くの場合女性が被害者であり、その背景には、男性優位の考え方や男女の経済力の格差などがあります。

これらの行為は、男女の人権の尊重という基本理念に著しく反し、男女共同参画を阻害するものです。また、言葉による暴力などの精神的な暴力も重大な問題であるとしています。

県の施策（第8～21条）

県の施策全般についての男女共同参画の推進への配慮（第8条）

県の基本的施策

- 普及啓発等(第9条)
- 男女共同参画の日（第10条）
- 教育・学習機会の提供（第11条）
- 男女が共に家庭生活を担うための措置（第12条）
- 雇用の分野における措置（第13条）
- 暴力的行為等の防止（第14条）
- 市町村への協力(第15条)
- 調査研究（第16条）

制度

- 県の施策への苦情の申出(第17条)
- 相談（第18条）
- 財政上の措置（第19条）
- 年次報告（第20条）
- 男女共同参画計画（第21条）
- 男女共同参画審議会（第22条）

◆ 条例の中のキーワード

「積極的改善措置」

条例では、「男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」と定義しています。

また、女子差別撤廃条約では、「締結国が男女の事実上の平等を促進することを目的する暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。」と規定されています。

「性的言動による生活等侵害行為」

条例では、「性的な言動に対する相手方の対応に応じて不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為」と定義しています。いわゆる「セクシュアル・ハラスメント」と言われる行為ですが、ここでは、職域だけに限らず、学校や地域などのあらゆる場で行われる行為も含まれます。

福岡県男女共同参画推進条例

(平成十三年福岡県条例第四十三号)

平成十三年十月十九日公布、施行

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第八条—第二十一条)
- 第三章 福岡県男女共同参画審議会(第二十二条)
- 第四章 雑則(第二十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 性的言動による生活等侵害行為 性的な言動に対する相手方の対応に応じて不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること。
- 二 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- 三 男女が職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担うこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び県民と連携しつつ、自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう職場環境等の整備に努めなければならない。

3 事業者は、多様な経験を有する個人の能力が事業活動において発揮されることの重要性にかんがみ、育児又は介護を行うこと等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力を発揮できるよう配慮しなければならない。

(暴力的行為等の禁止)

第七条 何人も、配偶者等への暴力、性的言動による生活等侵害行為その他男女間の人権の軽視に起因する行為であって相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(施策に対する配慮)

第八条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(普及啓発等)

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるように、普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の日)

第十条 県は、県民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2 男女共同参画の日は、十一月の第四土曜日とする。

- 3 知事は、男女共同参画の日において、男女共同参画の推進に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

(教育及び学習の機会の提供)

第十一条 県は、県民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

(家庭生活に関する措置)

第十二条 県は、家族を構成する男女が育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができるように、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第十三条 県は、事業者が第六条第二項及び第三項に規定する責務を円滑に果たすことができるように、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力的行為等の防止)

第十四条 県は、第七条に規定する行為を防止するため、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第十五条 県は、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画及び施策の策定等が円滑になされるように、情報提供その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画を推進するため必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第十七条 知事は、県が実施する施策について、県民又は事業者から、男女共同参画に係る苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に係る事案について、県民からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、男女共同参画の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画計画)

第二十一条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、広く県民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

第三章 福岡県男女共同参画審議会

第二十二条 県に福岡県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
 - 二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 3 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

男女共同参画社会基本法（抄）

（平成十一年法律第七十八号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会に

おける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

- 第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第二十三条～第二十八条 (略)

附 則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(以下略)

◆ 男女共同参画に関する条約・法律

「女子差別撤廃条約」

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のことで、1979年に国連総会において採択された条約です。

この条約は、男女平等を実現するために、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても差別を撤廃することを内容としています。

日本は、国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定などの法整備を行い、1985年にこの条約を批准しました。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

配偶者からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援の体制を整備することにより配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、平成13年に制定されました。

前文に、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっていることが明記されています。

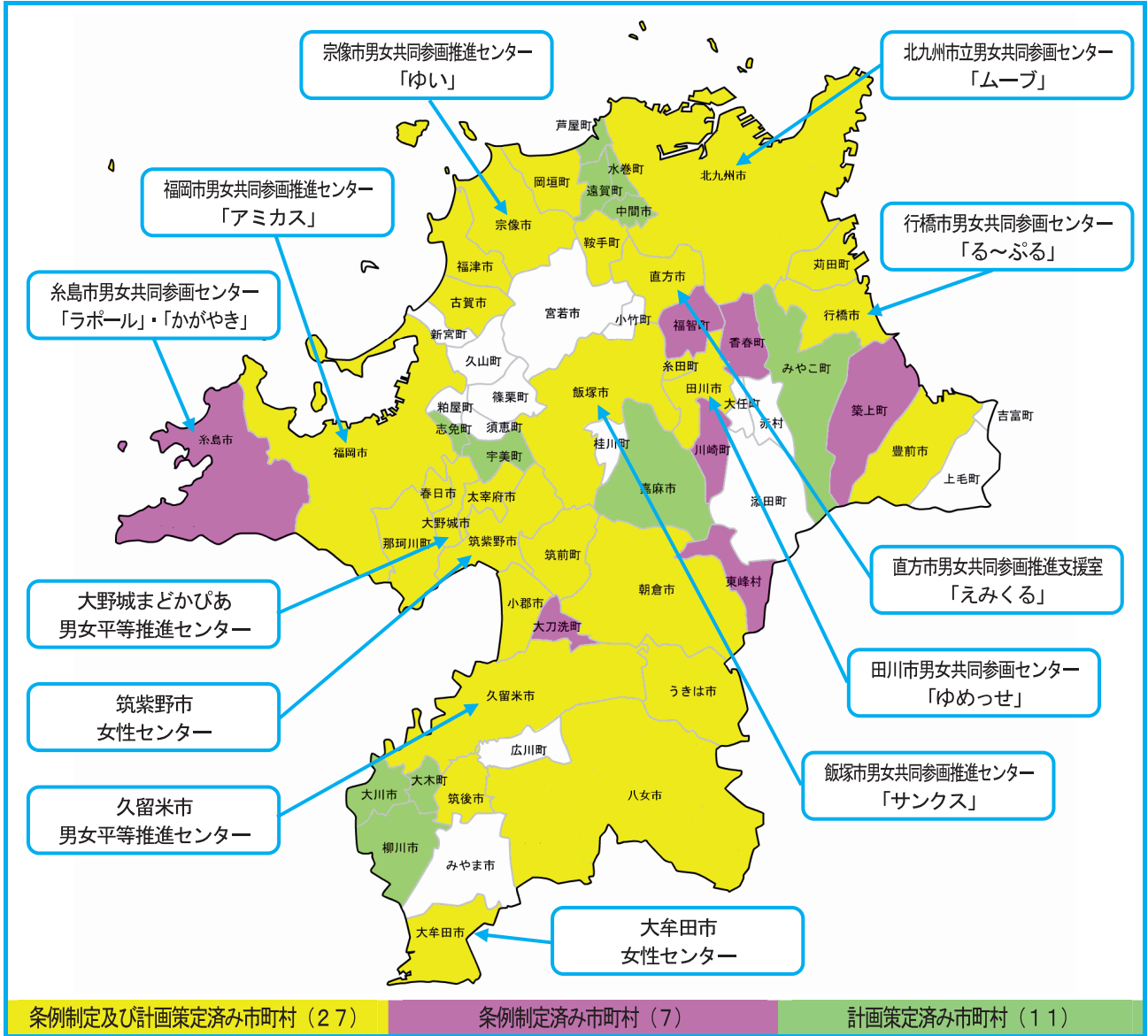
国、都道府県、市町村の責務や保護命令などに関して規定する内容となっています。

男女共同参画のこれまでの動き

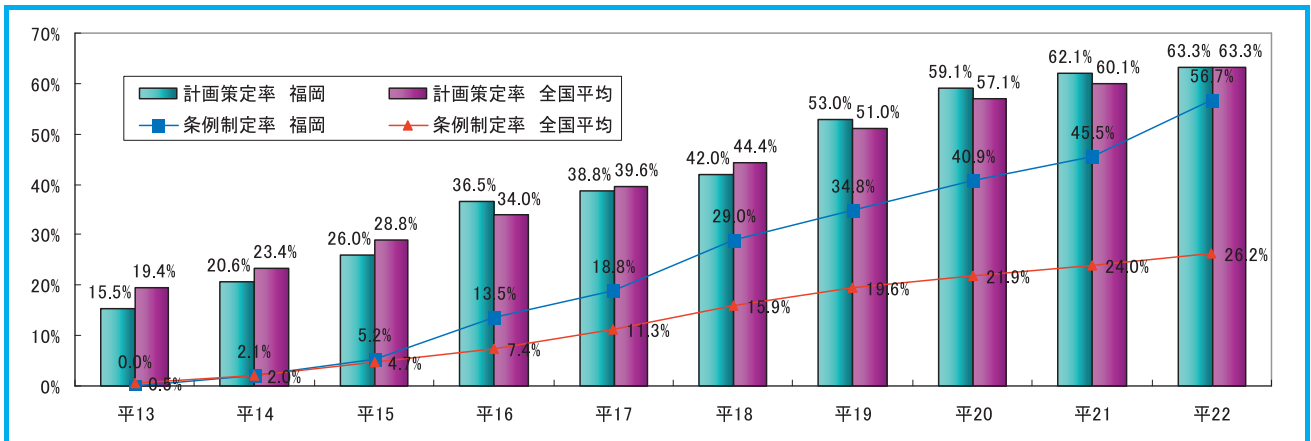
◆ 国際婦人年以降の男女共同参画に関する国内外の主な動き

年	福岡県	日本	世界
1975		総理府に「婦人問題企画推進本部」設置	国連国際婦人年 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)
1976			国連婦人の10年開始(1985年まで)
1977		「国内行動計画」策定	
1978	「婦人関係行政推進会議」「福岡県婦人問題懇話会」設置		
1979	「婦人対策室」設置		「女子差別撤廃条約」採択
1980	「福岡県行動計画」策定	「女子差別撤廃条約」署名	国連婦人の10年中間年世界会議(コペンハーゲン)
1981			「女子差別撤廃条約」発効
1982	「福岡県行動計画」改訂		
1985		「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	国連婦人の10年最終年世界会議(ナイロビ)「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略(ナイロビ将来戦略)」採択
1986	「婦人対策室」が「婦人対策課」へ組織改正 「第2次福岡県行動計画」策定	「男女雇用機会均等法」施行	
1987		「新国内行動計画」策定	
1989		学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)	
1990			国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991	「婦人対策課」が「女性政策課」へ組織改正 「婦人関係行政推進会議」「婦人問題懇話会」がそれぞれ「女性行政推進会議」「女性政策懇話会」へ名称変更	「新国内行動計画」(第1次改訂)策定 「育児休業法」公布	
1992		「育児休業法」施行	
1993			国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1994		総理府に「男女共同参画審議会」「男女共同参画室」設置	国際人口・開発会議(カイロ)
1995		「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択
1996	「第3次福岡県行動計画」策定 「福岡県女性総合センター」開館	「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997		「男女雇用機会均等法」改正	
1999		「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」全面施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行	
2000	「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 「男女共同参画基本計画」策定	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)
2001	「女性政策課」が「男女共同参画推進課」へ組織改正 「女性行政推進会議」が「男女共同参画行政推進会議」へ名称変更 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」提言 「福岡県男女共同参画推進条例」公布・施行	内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行	
2002	「福岡県男女共同参画審議会」設置 「福岡県男女共同参画計画」策定	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行	
2003	「福岡県女性総合センター」が「福岡県男女共同参画センター」へ名称変更	「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	
2004		「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など) 「改正配偶者暴力防止法」施行 「育児・介護休業法」改正(休業制度の拡充)	
2005	福岡県男女共同参画審議会答申「第2次福岡県男女共同参画計画についての考え方」	「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「改正育児・介護休業法」施行 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)
2006	「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	「男女雇用機会均等法」改正	
2007		「改正男女雇用機会均等法」施行 「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など)	
2008		「改正配偶者暴力防止法」施行	
2009		「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度導入の義務付けなど) 女子差別撤廃委員会の最終見解公表	
2010	福岡県男女共同参画審議会答申「第3次福岡県男女共同参画計画の考え方について」、「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について」	「改正育児・介護休業法」施行 「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定	
2011	「第3次福岡県男女共同参画計画」策定 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定		

◆ 県内市町村における男女共同参画に関する条例の制定、計画の策定、センターの整備状況



◆ 市町村の男女共同参画に関する条例制定率・計画策定率



内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ



福岡県男女共同参画シンボルマーク

福岡県が平成15年度に作品を募集し
最優秀賞として選ばれた作品です。



福岡県男女共同参画センター

あすばる

福岡県男女共同参画センター「あすばる」は、男女共同参画社会づくりを進める県民の活動拠点施設として、情報の提供、相談支援、研修等を行うとともに、県民の自主的な活動及び交流の場を提供しています。

